

小平市第1期経営方針推進プログラム (令和3年度～令和6年度) 進捗状況 【令和4年度末】

評価欄の評価の見方について

- 「S」：年度当初の予定以上に進捗
- 「A」：年度当初の予定どおりに進捗
- 「B」：年度当初の予定よりも遅れている

進捗状況の概要

行財政改革の着実な推進を図るため、第1期小平市経営方針推進プログラムの進行管理については、毎年度、庁内の経営方針推進本部で検討のうえ、有識者や公募市民で構成する経営方針推進委員会に報告を行い、意見等をいただくこととしています。

ここに、各プログラムの令和4年度末の進捗状況を報告します。

1 各プログラムの令和4年度末進捗状況

速やかに取組に着手することとする「実施プログラム」の進捗状況については、全20のプログラムのうち、18プログラムが「予定どおりに進捗」、2プログラムが「予定よりも遅れている」となりました。

なお、具体的な取組への着手を目指して検討期間を設ける「検討プログラム」（全8プログラム）は、評価対象外としています。

■ 実施プログラムの進捗状況（令和4年度末）

方向性	予定以上に 進捗 (S)	予定どおりに 進捗 (A)	予定よりも 遅れている (B)
1 地域資源によるサービスの実現 (6プログラム)	0	6	0
2 将来に向けた財政運営・財産活用 (4プログラム)	0	3	1
3 運営・業務執行体制の効率化 (6プログラム)	0	5	1
4 職員と職場の活性化 (4プログラム)	0	4	0
計	0	18	2

【参考】予定よりも遅れているプログラム（2プログラム）

No	プログラム名	取組内容・要因	今後の対応
8	事業の精査と見直し	<ul style="list-style-type: none">・令和3年度の経営方針推進委員会による仕分け提案において取り上げた、個別の事務事業の見直しを進めた。・抜本的な事業の見直しに係る仕組みの検討を進めるには至らなかった。・見直しに向けた方法論の整理が進まず、基礎資料作成が遅れたため。	<ul style="list-style-type: none">・大規模事業等に係るデータ収集と分析を進め、方法論を早期に固める。

No	プログラム名	取組内容・要因	今後の対応
12	文書の電子化・ペーパーレス化	<ul style="list-style-type: none"> ・会議資料や刊行物のペーパーレス化の取組を着実に進めた。 ・電子決裁の対象の拡大に向け、課題整理等を進めたが、年度中の実施には至らなかった。 ・円滑な業務執行に支障をきたさないよう、さらなる運用方法の精査が必要なため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・早期に対象文書の範囲、決裁ルートの設定方法等の運用ルールを定め、電子決裁の対象を拡大する。

進捗状況一覧

◆◇実施プログラム◇◆ 速やかに取組に着手する 20 項目のプログラムです。

実施プログラムの「評価」欄の見方

S:年度当初予定以上に進捗 A:年度当初予定どおりに進捗 B:年度当初予定よりも遅れている

No.	実施プログラム	主な取組の方向性	年度スケジュール(R3.6 時点想定)					令和4年度当初予定 令和4年度設定目標(前年度末の状況)	これまでの取組実績	今後に向けた課題・改善点	評価
			取組項目	R3	R4	R5	R6				
方向性1 地域資源によるサービスの実現											
①	幅広い市民意見の収集	・アンケート調査や無作為抽出型など、より広く多様な意見収集 ・新しい生活様式を踏まえた試行的な取組である WEB 会議や動画配信による意見聴取などによる市民参加	・より広く多様な意見の収集 ・試行的に取り組んでいる市民参加手法の成果と課題の整理	実施 実施	・案件の内容や意見聴取時の社会情勢等にあわせた市民参加手法を適切に実施する。 ・市民参加手法の実施状況を踏まえた課題等を整理し、手法の一つとして定着させていく。	・新型コロナウイルス感染症への対応をはじめ、必要に応じて、動画配信や Web 会議を活用した意見交換などの市民参加手法を実施した。 ・新しい生活様式等を踏まえた Web 機能の活用状況の把握に努めるとともに、取組事例を庁内で共有し、適切な手法の活用を促した。	・子ども基本法で定められた、子ども施策に対する子ども等の意見の反映の趣旨を踏まえた市民参加手法の検討が必要である。 ・Web会議システムや動画配信などを市民参加の実施手法の一つとして定着を図っていく。	A			
②	公文書管理の適正化の推進及び歴史公文書の保存と利用環境の整備	・公文書の管理や特定歴史公文書の保存、利用等の統一したルールを定めた小平市公文書等の管理に関する条例に基づき、適切に管理運営 ・4 年間で歴史公文書の図書館への移管率が 50%以上を目指す(令和3年4月1日現在:0%)	・府内理解の促進 ・歴史公文書の図書館への移管 ・利用請求の開始	実施 準備 5年を目途に移管 実施	・歴史公文書を選別する基準について、小平市情報公開・個人情報・公文書管理審議会に諮問する。 ・令和4年10月からの特定歴史公文書の利用請求開始に向けて、利用規則の制定、目録作成等を行う。 ・令和4年10月から歴史公文書の図書館への移管を開始し、市制施行前に作成された歴史公文書について特定歴史公文書として利用できるよう進める。	・令和4年7月に小平市情報公開・個人情報・公文書管理審議会に歴史公文書選別基準(案)を諮問した。 ・小平市特定歴史公文書の保存、利用及び廃棄に関する規則を制定した。 ・市制施行前に作成された歴史公文書のうち、各実施機関から移管された特定歴史公文書について目録の作成を行い、目録を公表した。	・市制施行後に作成された公文書について、各課が主体的かつ計画的に歴史公文書の選別、移管等を行う必要があるため、適宜周知等を行い理解の促進を図っていく。	A			
③	市民協働の更なる深化と発展	・市民や市民活動団体、NPO、ボランティア団体、自治会、民間事業者、大学等との協力・連携 ・特に若い世代向けの方策検討 ・4 年間で市と協働で地域課題の解決に継続的に取り組む団体数が 4 団体以上を目指す(令和3年4月1日現在:1 団体)	・提示型公募事業及びいきいき協働事業 ・こだいら人財の森事業 ・大学等との連携事業 ・職員に対する意識啓発	実施・検証・実施 実施・検証・実施 実施・検証・実施 実施	・提示型公募事業及びいきいき協働事業を実施し、地域課題の解決と、参加や協働を通じた地域自治のまちづくりの更なる推進を図る。応募団体7団体以上を目指す。(6団体) ・こだいら人財の森事業の利用拡大を図るために説明会や周知イベントを開催する。人財の森周知イベント 2 回を目指す。(1回) ・まちで楽しむや NPO 体験セミナーなど大学生が地域に飛び出し活動する取組を引き続き実施する。大学生と地域の連携事業 2 回を目指す。(2回) ・職員向けの研修を開催すると共に、市民と職員の交流の機会を設ける。(2回)	・提示型公募事業及びいきいき協働事業を実施し、参加や協働を通じた地域自治のまちづくりを推進した。応募団体数は 2 事業で 9 団体であった。 ・こだいら人財の森事業の周知イベントを 1 回開催した。 ・まちで楽しむや NPO 体験セミナーをオンラインで各 1 回開催し、大学生に地域での活動・教育の機会を提供した。 ・職員向けの研修を 2 回及び職員と市民の交流の場(フォローアップ支援交流会)を 1 回開催した。	・引き続き、提示型公募事業及びいきいき協働事業の周知啓発に努めていく。 ・こだいら人財の森については、補助金の申請など財源の確保を図りつつ、利用者の拡大を図る。 ・まちで楽しむや NPO 体験セミナーは互いに相乗効果が得られるよう合同開催を試みる。 ・職員向けの研修や、職員と市民が共に協働について学ぶ機会を設ける。	A			
④	新たな地域コミュニティ拠点整備の準備	・小学校更新を契機とした公共施設複合化を進める中で、小学校を地域の核とした地域コミュニティ醸成に向けた体制等整備 ・小平第十一小学校の複合化を契機として、今後整備する地域コミュニティ施設の管理・運営の形態や、利用ルールを整備	・地或ミニティ施設の方向性の考え方の整理・公表 ・一小更新の計画的・体制整備 ・地或ミニティ施設の管理・運営形態・利用ルール整理	公表・周知 基本設計・実施設計・体制整備 運用・ルールの整理	・令和3年度末に改定・策定した「公共施設マネジメント推進計画」・「小平第十一小学校等複合施設の整備に関する基本計画」において示した地域コミュニティ施設の方向性について、関連する記載事項を抽出・整理した上で公表する。 ・新たな地域コミュニティ拠点の最初のモデルケースとなる(仮称)十一小地区交流センターを含む複合施設の基本設計(令和5~6年度ころ想定)に並行して、地域コミュニティ施設の管理・運営形態、利用ルール等の整理を行っていく必要があるため、関係課で意見交換・検討を進める。	・令和3年度末に改定・策定した「公共施設マネジメント推進計画」・「小平第十一小学校等複合施設の整備に関する基本計画」において示した地域コミュニティ施設の方向性について、関連する記載事項を抽出・整理した上で、「地域コミュニティ施設の方向性の整理」として、令和4年5月に市ホームページで公表した。 ・地域コミュニティ施設の位置付けの整理について、関係課で意見交換・検討を行った。	・新たな地域コミュニティ拠点の最初のモデルケースとなる(仮称)十一小地区交流センターを含む複合施設の基本設計(令和6~7年度想定)に並行して、地域コミュニティ施設の管理・運営体制、利用ルール等の整理を行っていく必要があるため、関係課で意見交換・検討を進める。	A			
⑤	民間事業者の活用の拡大	・民間の専門知識やノウハウなどを利活用できる業務の内容等を確認、様々な分野で民間事業者を活用したサービスの向上及び効率化・安定化 ・公立保育園給食調理業務の効率化・安定化に向け、2園での取組を目指す(令和3年4月1日現在:0園)	・多様な分野への民間事業者活用の拡大 ・公立保育園調理業務の効率化・安定化	対象事業抽出 検討・説明・実施	・前年度に引き続き、個別施設の運営に係る民間事業者の参入に関する活用可能性について検討を進める。 ・公立保育園給食調理業務の効率化・安定化に向け、令和5年1月から大沼保育園、令和6年1月から小川西保育園の2園において、給食調理業務委託を実施する(0園)。	・№8「事業の精査と見直し」の取組との関連で検討を開始した、市営屋外プールのあり方について、公民連携手法の導入可能性に関する民間事業者へのヒアリング調査を実施するなど、活用拡大に向けた研究を行った。 ・公立保育園給食調理業務の効率化・安定化に向け、令和5年1月から大沼保育園において、給食調理業務委託を開始した。	・民間事業者の活用にあたっては、コストメリットを得られるか、サービス向上につながるかなどを総合的に勘案する必要がある。事業の性質等に応じて一定の類型化を行い、判断指標を定立していくことが有効であると考えられ、引き続き研究を要する。 ・公立保育園給食調理業務の効率化・安定化に向け、小川西保育園において、令和6年1月から給食調理業務委託を開始できるよう遅滞なく委託事業者選定等を行う必要がある。	A			

No.	実施プログラム	主な取組の方向性	年度スケジュール(R3.6 時点想定)					令和4年度当初予定 令和4年度設定目標(前年度末の状況)	これまでの取組実績	今後に向けた課題・改善点	評価
			取組項目	R3	R4	R5	R6				
⑥	指定管理者制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> これまでの導入事例検証を踏まえ、制度活用の考え方を再度整理したうえ制度の拡大 小川駅西口地区再開発に伴う公共施設での制度導入の検討 4年間で1施設以上の指定管理者制度導入を目指す(令和3年4月1日現在:合計46施設) 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度活用方針の改定 小川駅西口公共施設への指定管理者制度導入検討 		<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度の検証で挙がった課題のうち調査が未実施の項目について、令和4年度初めに調査を行い、課題を整理するとともに、制度活用の考え方を再度整理したうえで、導入施設の拡大に向けて活用方針の改定を行う。 小川駅西口新公共施設への指定管理者制度導入については、方向性を固めたうえで、公共施設マネジメント推進委員会やまちづくり調査特別委員会で報告し、導入に向けた具体的な検討を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度の検証で挙がった課題のうち調査が未実施の項目について調査を行い、その結果も踏まえ、課題等に対する対応の方向性と、指定管理者制度活用方針に掲げた制度導入の考え方について再度整理を行った。あわせて、今後の制度導入検討施設について整理を行い、令和元年度にとりまとめた検証と本整理をもって、活用方針の改定と位置付けた。 小川駅西口新公共施設等の管理運営に係る検討の方向性をとりまとめ、公表・周知を行った。一体的な管理運営をスマートに実現する事が期待できることから、(仮称)小川にぎわい広場も含め、なるべく広範囲の業務領域を網羅する形で指定管理者制度を導入する方向で検討することとした。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度の指定管理者制度の検証及び令和4年度の指定管理者制度活用の考え方の整理(活用方針の改定)を踏まえ、制度導入を推進する。 小川駅西口新公共施設への指定管理者制度導入に向けて、令和4年度に示した方向性の内容を踏まえ、令和6年度の規定整備に向けて具体的な検討を進める。 	A			

方向性2 将来に向けた財政運営・財産活用

⑦	使用料・手数料の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 集会施設等の使用料の社会情勢を注視した見直し検討 保育料及び学童クラブ費の見直しや、駐車場の利用者負担の検討・実施 使用料・手数料について、定期的に見直しを行うことができる仕組みの構築検討 駐車場の利用者負担の検討・実施 	<ul style="list-style-type: none"> 集会施設等の適正な料金設定等 保育料見直し 学童クラブ費見直し 定期的な見直しの仕組み検討 駐車場の利用者負担の検討・実施 		<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍による社会・経済情勢や市民生活への影響を踏まえ、集会施設等の使用料の見直しの検討については、令和4年度は引き続き凍結とし、再開時期は新型コロナウイルス感染症の状況等を見きわめながら改めて検討する。 使用料・手数料について、定期的に見直しを行うことができる仕組みの構築を検討する。 保育料について、国や東京都からの法改正等の通知と他市の動向等を注視していく。 学童クラブ費の見直しについて、令和6年4月1日実施に向けたスケジュール策定、クラブ費改定幅の検討、資料の作成などを行う。 駐車場利用者負担の検討対象施設を選定し、府内調整等を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍や物価高騰等の市民生活への影響を踏まえ、集会施設等の使用料の見直しの検討は、引き続き凍結とした。 使用料・手数料を定期的に見直すことができる仕組みの構築に向けて、使用料の原価計算の算出基準を課内で検討した。 保育料について、令和5年10月以降に東京都による第二子保育料の無償化が開始されるため、準備を進めた。 学童クラブ費の他市の額、改定状況等を把握した。 駐車場の利用者負担について、一定の基準を整理したうえ、検討対象施設の選定を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 物価高騰等の市民生活への影響を踏まえ、集会施設等の使用料の見直しの検討再開については、状況等を見きわめながら検討する必要がある。 使用料・手数料を定期的に見直すことができる仕組みの構築については、直近の原価に基づく料金の算出方法や、見直しをする周期、激変緩和措置等を検討する必要がある。 東京都による第二子保育料の無償化で影響のある世帯の抽出を行い、令和5年10月以降の保育料額の変更処理を遅滞なく行う必要がある。 令和7年度以降の保育料の見直しを検討する。 学童クラブ費改定に向けて、改定額の検討や条例改正等を行う。 駐車場利用者負担の検討対象施設ごとの調査分析作業が必要である。 	A
⑧	事業の精査と見直し	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の管理運営も含めた既存事業について、客観的な指標を用いて検証 「最小の経費で最大の効果」「組織及び運営の合理化」を基本的な考え方とし、見直し対象事業を抽出、統廃合・縮小・代替案への転換等に向けて取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の効率的な運営方法の検討 事業事業の見直し 抜本的な事業の見直し 		<ul style="list-style-type: none"> 公共施設に関する利用状況などのデータから、費用対効果の分析を行う。 令和3年度の取組で行政評価に基づき抽出した58事業について、所管課と見直し手順等を協議し、各事業の対応方針等を公表する。 大きな財政効果をあげるための抜本的見直しに向けて、個別事業に関するヒアリング等による情報収集を行うとともに、全体的な取り組み方を整理する。 	<ul style="list-style-type: none"> 主に地域住民等が利用する公共施設について、データに基づく分析作業を進めた。 行政評価を用いた事業見直しの枠組みにより抽出した事業について、縮小等に向けた調整を進めた。令和5年度予算における効果額は、約130万円となった。 抜本的な事業の見直しに向けては、考え方の大枠の整理が進まず、情報の蓄積も不十分であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設においては、時間帯により利用人数の差がみられ、実態に応じた見直し検討を進める。 令和3年度に見直し対象として取り上げた事業について、仕分け提案を踏まえた個別調整が必要であり、引き続き協議していく。 より大きな効果をあげるために、多額の経費を要する事業の抜本的な見直しも必要であり、考え方を整理していく。 	B
⑨	公有財産の売り払い及び貸付	<ul style="list-style-type: none"> 市民共有の財産である公有財産の適切な売り払いや貸付などにより、歳入の確保や歳出の削減 公有財産の売り払いにより毎年2千万円以上の収入を目指す 	<ul style="list-style-type: none"> 普通財産の売り払い 財産の新規貸付 		<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、普通財産の売り払いや財産の貸付を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度は普通財産の売り払いとして、25件、35,751,362円の収入があった。このうち、令和元年度から実施しているごみ集積所跡地は20件、6,378,244円であった。 ごみ集積所跡地の売り払いを促進するため、市報での周知を行った(資源循環課が実施)。 このほか、13件の有償貸付を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ごみ集積所跡地の売り払い件数が年々減少しているため、売り払いのための周知方法の工夫や、隣接土地所有者への積極的な働きかけなどを行う必要がある。 	A
⑩	公共施設の将来配置に関する理解促進	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年に策定した「小平市公共施設マネジメント基本方針」に掲げる「いつまでもわくわくする場をみんなで創ろう」という基本理念のもと、市制施行100周年(2062年)における公共施設の適正配置の取組について、市民とビジョンを共有 	<ul style="list-style-type: none"> 小平市公共施設マネジメント基本方針 		<ul style="list-style-type: none"> 公共施設マネジメント推進計画や公共施設の適正配置について、市報、市ホームページ、出前講座デリバリーこだいら等を活用し、情報を発信していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設マネジメント推進計画で示した小・中学校の統合の検討や、小学校への(仮称)地区交流センターの複合化推進等について、令和4年5月20日号の市報(1面)で周知を行った。 中央エリアの整備や小川駅西口新公共施設等に関するワークショップ、オープンハウス、利用者等ヒアリングを開催し、開催後には公共施設マネジメントニュースを発行して、情報を発信した。 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設マネジメント推進計画や公共施設の適正配置について、市ホームページに掲載するとともに、引き続き個別施設の更新等に係る情報提供等の機会を捉え、情報を発信していく必要がある。 	A

No.	実施プログラム	主な取組の方向性	年度スケジュール(R3.6 時点想定)					令和4年度当初予定 令和4年度設定目標(前年度末の状況)	これまでの取組実績	今後に向けた課題・改善点	評価
			取組項目	R3	R4	R5	R6				
方向性3 運営・業務執行体制の効率化											
⑪	府内会議の合理化	・府内会議におけるオンラインツール等の活用の検討 ・現行会議の実施状況などを検証、運営方法の適正化	・府内会議の運営方法の適正化	実施				・会議録作成支援ツールの試行運用を実施し、活用方法を検証する。 ・対面会議に関するルールを作成するとともに、個別の会議に関する運用方法の見直しに向けた調整を進める。	・音声認識技術による会議録作成支援ツールを導入、試行運用を実施した。利用者アンケート調査をもとに、一定程度の効果が見込めると整理し、令和5年度からの本格運用への移行を決定した。 ・府内会議を効果的、効率的に進めるためのチェックポイントを作成した。個別調整により、会議の廃止や見直しを進めた。	・会議録作成支援ツールは、会議の運営形態や求められる精度によっては、即時的な効果が見込めない場合もあり、他の方法との使い分けも必要と考えられる。 ・職員の会議に対するコスト意識を高める取組が必要であり、機を捉えた働きかけを継続的に行う必要がある。	A
⑫	文書の電子化・ペーパーレス化	・内部事務における押印の見直しとともに、文書管理システムによる電子決裁の対象範囲拡大 ・意識啓発を含め、会議でのペーパーレス化及び冊子等の電子化 ・4年間で電子決裁対象文書の電子決裁率90%以上を目指す(令和3年4月1日現在:62.3%)	・電子決裁対象範囲の拡大及び電子決裁率の向上 ・会議のペーパーレス化、印刷物の見直し	実施	検討	実施		・10月から電子決裁の対象を拡大することを目指し、対象文書の範囲、決裁ルートの設定方法等の運用ルールを定める。 ・介護認定審査会の資料のデジタル化を実施する。会議における印刷物の見直しの検討に併せて、ペーパーレス化の可否について検討する。 ・市で刊行する印刷物の精査を進める。 ・電子決裁率80%を目指す。(72.8%)	・電子決裁の対象を拡大することについて、文書管理システムの利用方法、対象文書の例外等に係る問題点を整理し、検討を進めたが、実施には至らなかった。 ・令和4年度に介護認定審査会資料を紙からタブレットへ変更し、ペーパーレス化を行った。 ・刊行物の性質に応じた取扱い方を整理し、紙媒体での発行を廃止する刊行物を決定した。市ホームページに、データをまとめて掲載する刊行物ライブラリーを創設した。 ・令和4年度末での電子決裁率73.7%。	・令和5年10月から電子決裁の対象を拡大することを目指し、対象文書の範囲、決裁ルートの設定方法等の運用ルールを定め、円滑な実施に向けて準備を行う必要がある。 ・市が作成する図書等の発生状況には変動があり、定期的な働きかけが必要となる。	B
⑬	DXの推進(システムの標準化・共同化の推進)	・住民情報システムの自治体クラウド化により、導入・維持管理の費用削減、制度改正や更新時の負担軽減 ・今後、国が進める各種システムの標準化の検討 ・4年間で住民情報システムの自治体クラウド化による経常経費の削減率20%以上を目指す	・東村山市・東久留米市の住民情報システムの自治体クラウド化 ・事務手続、帳票類の標準化・共同化 ・国が進めるシステムの標準化	構築	実施	検討	実施	・今後4年間で、住民情報システムの自治体クラウド化による経常経費の削減率20%以上を目指す。 ・国が進める各システムの標準化について、令和7年度末までの円滑な移行を目指すため、「自治体の情報システムの標準化・共通化」の部会やWT等の推進体制を整備した。また、標準仕様書における業務フローと現行事務手順との差異の分析は第1Gの自治体クラウド外の業務システムを中心に行い、一部業務システムについてシステム業者へRFIも実施した。移行計画書を作成し、移行スケジュールや移行方針についても定めた。	・国が進める各システムの標準化について、令和7年度末までの円滑な移行を目指すため、「自治体の情報システムの標準化・共通化」の部会やWT等の推進体制を整備した。また、標準仕様書における業務フローと現行事務手順との差異の分析は第1Gの自治体クラウド外の業務システムを中心に行い、一部業務システムについてシステム業者へRFIも実施した。移行計画書を作成し、移行スケジュールや移行方針についても定めた。	・令和4年度末時点で検討未了の業務システムについて、令和7年度中のスムーズな移行を目指し検討していく。	A
⑭	DXの推進(オンライン申請等への対応)	・オンライン申請による手続の拡充やマイナポータルの活用を検討、各種証明書のコピー・エクスポート等での交付を実施 ・申請等のオンライン化で前年度実績以上を目指す(令和2年度実績:電子申請サービス18手続、マイナポータル(ぴったりサービス)1手続)	・オンライン申請による手続の拡充 ・マイナポータルの活用 ・各種証明書コピー・エクスポートシステムの構築、実施	対象選定	検討	構築	実施	・「自治体の行政手続のオンライン化」において、マイナポータルでの申請受付を可能とする基盤の構築・検証を進め、令和4年度末までに転出・転入手続のワンストップ化や子育て・介護関連26手続の受付を開始する。 ・上記以外の手続についてもオンライン化を検討し、対象手続を拡充する。	・「自治体の行政手続のオンライン化」において、マイナポータルでの申請受付を可能とする基盤を構築し、令和5年2月に転出・転入手続のワンストップを開始。子育て・介護関連26手続のうち小平市で該当の24手続に関して、受付の開始ができるよう、整備した。 ・マイナポータルにおいて「不在者投票等の投票用紙等の請求」の受付を開始した。	・利用者の利便性をさらに向上させるためには、汎用的な電子申請サービスを有効に活用して、オンライン化の対象手続を順次拡大し、窓口に来なくても済むサービスを増やしていく必要がある。	A
⑮	DXの推進(ICT活用による内部事務の効率化)	・定型作業を自動化できるRPAなどのICTの導入効果が見込まれる業務の洗い出しを進め、業務を効率化 ・1年に1業務以上、ICTを活用した業務を拡大	・府内における導入事例及び効果の共有 ・対象業務の抽出及び導入	実施	実施・検証・実施			・RPAなどのICTの導入事例・効果について、府内で共有を進める。 ・子育て支援課、保育課の一部事務においてAI-OCRを導入するとともに、ICT活用による業務効率化に向けて対象業務の洗い出しと、所管課における適切な情報共有を行う。	・令和4年度においては子育て支援課・保育課の一部事務においてAI-OCRを導入し、内部事務効率化の一助となつた。	・AI・RPAの導入については、費用対効果を勘案する必要がある。 ・RPAはベンダーにシナリオ作成、運用保守を委託して導入しているが、今後、全庁的な導入を検討する場合は運用方法の見直しを検討する必要がある。	A
⑯	組織整備及び職員定数の適正管理	・社会ニーズや課題に柔軟に対応した組織の再編を行うとともに、業務内容に応じた任用形態を適用しながら職員を適正配置 ・令和3年度の職員定数と同水準の維持を目指す(令和3年4月1日現在:960人)	・組織再編の検討 ・職員定数の適正管理	検討	実施			・新たな行政需要に対応するための組織再編の検討を行う。 ・市民サービスの維持・向上を図ることを基本に、適正な定員の適正管理を行うとともに、民間活力の活用などの拡大を推進する。 ・職員定数960人を維持する。(958人)	・公共施設の更新や個別の業務量の増加などに対応するため、組織体制の見直しや担当の増員を行った。 ・業務の見直しや事業終了による減員、常勤職員外への置き換えなどと合わせた定員管理を行った。特段の事情がある場合の人材派遣の活用に関する考え方を整理した。 ・持続可能な組織体制の構築に向けて、令和5年度以降の定員管理の考え方をまとめた。 ・令和5年度職員定数を959人とした。	・行政需要は絶えず変化しており、組織体制の整備について不断の検討が必要である。 ・効率的・効果的な組織づくりを進めるため、民間事業者その他の地域資源やICTの活用の研究を並行して進める。	A

No.	実施プログラム	主な取組の方向性	年度スケジュール(R3.6 時点想定)					令和4年度当初予定 令和4年度設定目標(前年度末の状況)	これまでの取組実績	今後に向けた課題・改善点	評価
			取組項目	R3	R4	R5	R6				

方向性4 職員と職場の活性化

⑯	職員提案制度の見直し	・時代に合った柔軟な発想など、幅広い意見を生み出せる職員提案制度に向けた見直し ・職員提案の応募件数について、1年に15件以上を目指す(現状値:5件)	・職員提案制度に関する職員同士の意見交換 ・効果的な職員提案制度の検討・運用	実施 実施	・前年度の検討を踏まえた新たな枠組みのもと、運用方法等を精査し、職員提案を募集する。 ・職員提案の応募件数15件以上を目指す。(0件)	・具体的な審査方法や採用提案に対する措置を整理したうえ、リニューアルした職員提案のもと募集を行った。 ・応募件数は29件であった。	・実施結果を踏まえた制度設計や運用方法の不断の見直しが必要である。提案内容の実現に向けては、関係各所との調整なども想定され、適時の進行確認が必要となる。	A
⑰	研修・人材育成策の充実	・視野を広げて課題やニーズを的確に捉え、高い倫理観と的確な問題解決能力を身に付けた職員の育成 ・多様な研修形態を取り入れ、効率的で効果的な研修受講を促進	・新人材育成基本方針の見直し及び推進 ・時代に適合した研修の実施	見直し 実施 実施	・組織全体で人財育成に取り組むために、各職層別研修等の機会を捉えて「小平市人財育成基本方針」の内容周知に努め、職員ひとりひとりに人財育成における自身の役割を認識してもらう。また育てる側のスキルアップを図る研修の充実を図る。 ・引き続き多様な形態の研修を取り入れ、安全かつ効果的な受講環境を整える。	・小平市人材育成基本方針検討委員会において、「めざす職員像」や行動指針、職層ごとに必要とされる役割と能力、その育成に向けた取組内容等を検討し、府内意見募集や意見交換会を経て、令和4年3月に「小平市人財育成基本方針」を策定した。 ・研修内容や感染症の拡大状況に応じて、オンライン研修やeラーニング、集合研修を実施した。	・組織全体で人財育成に取り組むために、「小平市人財育成基本方針」の内容を周知し、職員ひとりひとりが人財育成における自身の役割を認識することが重要である。各職層別研修等の機会を捉えて周知に努めるほか、育てる側のスキルアップを図る研修の充実を図る。 ・引き続き多様な形態の研修を取り入れ、受講しやすい環境を整える。	A
⑱	働き方改革の推進(仕事と家庭の両立)	・職員がやりがいや充実感を感じながら働き、子育てや介護等の時間を確保でき、女性が活躍できるよう環境を整備 ・特定事業主行動計画の目標達成を目指す(時間外勤務の年間平均実施時間を令和7年度までに139時間以下にするなど)	・特定事業主行動計画の推進	実施	・ワーク・ライフ・バランスの必要性について周知のための研修等を実施する。 ・特定事業主行動計画の概要を記載した「HAPPY こだいらニュースレター」を作成し、府内に周知を図る。 ・時間外勤務の年間平均実施時間139時間以下(令和7年度まで)を目指す。(令和2年度実績:157時間) ・年次休暇の年間平均取得日数14日以上(令和7年度まで)を目指す。(令和2年度実績:12.6日)	・ワーク・ライフ・バランスの必要性について周知のための研修等を実施した。 ・育児参加休暇を取得することができる期間の終期を「妻の出産の日後8週間」から「妻の出産の日以後1年」に拡大し、子育てしやすい環境づくりを図った。この内容について、HAPPY こだいらニュースレターを通じて府内周知を行った。 ・不妊症・不育症に係る休暇を制度化し、不妊治療を受けやすい環境づくりを図った。	・引き続き研修等により職員の意識啓発等を図り、時間外勤務の年間平均実施時間139時間以下(令和7年度まで)を目指す。(令和3年度実績:156時間) ・引き続き研修等により職員の意識啓発や休暇取得しやすい環境づくりを図り、年次休暇の年間平均取得日数14日以上(令和7年度まで)を目指す。(令和3年度実績:13.7日)	A
⑲	働き方改革の推進・DXの推進(テレワーク体制の整備)	・地方公共団体情報システム機構等が実施する自治体テレワーク推進実証実験事業により課題を整理し、体制の整備等について検討	・実証実験、課題整理、制度整備	実証実験 ・検証 段階的実施	・実証実験を引き続き実施し、課題を整理した上で、テレワークの本格実施に向け、体制の整備や機器等の導入を行う。	・令和3年5月～10月と令和4年1月～令和5年3月の2回にわたり実証実験を行い、本格的な実施に向けた体制の整備と必要な機器の導入を行った。	・個人情報の取扱いにより職場によって適不適があることが課題である。課の状況に応じて在宅勤務で可能な業務の選別を要するが、働き方改革の一環として、育児や介護など職員が置かれている状況により柔軟にテレワークを利用できる環境を整備していく必要がある。	A

◇◆検討プログラム◆◇ 具体的な取組への着手に向けて検討を要する8項目のプログラムです。

No.	検討プログラム	主な検討の方向性	令和4年度当初予定	これまでの検討実績	今後に向けた課題・改善点
方向性1 地域資源によるサービスの実現					
㉑	広報活動ガイドラインの策定	全庁的に情報発信について課題を共有し、広報活動ガイドラインの策定等、広報の仕組みの再構築を検討	・今年度中に広報活動ガイドラインを策定する。策定後は府内への周知を図り、広報の目的、手法、効果の理解を深め、広報活動を進めていく。	・令和5年3月に「小平市広報活動ガイドライン」を策定し、府内に周知した。	・市報やホームページに記事を掲載するだけの「お知らせ型の広報」ではなく、市民等に必要な情報をわかりやすく伝えていく、「伝わる広報」を実践していくことが重要であり、広報担当だけでなく全職員が市民に伝えることを意識し、効果的な情報発信手段を選択し実行していくことが必要となる。
㉒	公園整備、管理運営における新たな事業手法の導入	Park-PFIなど民間事業者のノウハウや優良な投資を誘導できる、新たな整備・管理運営手法の導入を検討	・鷹の台公園については、これまでに実施したアンケートや、ヒアリング結果を受けて、公園整備の運営方法等を検討する際の参考とするため、公園予定地を活用した社会実験や、民間企業者へのサウンディング型市場調査の実施等を予定している。 ・鎌倉公園については、本公園の市場性や事業内容及び事業者募集に係る条件設定の参考とするため、民間事業者へのサウンディング調査の実施を予定している。	・鷹の台公園について、令和4年度は、前年度から引き続き調査・検討の一環として、公園予定地を活用したイベントを実施したほか、世代ごとのワークショップ(鷹の台公園いどばたかいぎ)を実施した。また、「鷹の台公園のあり方調査・検討業務委託報告書」の内容をもとに、民間事業者を対象としたサウンディング型市場調査を実施した。 ・鎌倉公園について、民間事業者の視点から自由かつ実現可能なアイデアやノウハウを提案してもらうとともに、本公園の市場性等を確認するため、サウンディング型市場調査を実施した。	・鷹の台公園については、過年度に実施した調査・検討内容を踏まえ、市の方針を公表した上で、鷹の台公園整備基本計画を策定する。 ・鎌倉公園については、サウンディング型市場調査の結果を参考にしながら、基本設計業務を実施する。
㉓	市の魅力をいかした財源確保	これまで進めてきた「ふるさと納税」を更に充実させるとともに、クラウドファンディングの可能性についての検討	・ふるさと納税の返礼品の拡充を検討する。 ・「(仮称)生誕150年 平櫛田中展」の開催期間と合わせて、平櫛田中の作品修繕のためのクラウドファンディングによるふるさと納税を実施する。募集期間は、令和4年9月17日から11月27日(62日間)の予定で、目標額は1,000千円。 ・クラウドファンディングの他市の事例を収集し、今後の更なる活用に向け検討する。	・ふるさと納税の返礼品の拡充に向け、令和5年度予算に必要経費を計上した。 ・平櫛田中の作品修繕(9月17日～11月27日、目標額1,000千円)及び上水南町二丁目寄附物件の公園整備事業(8月2日～10月31日、目標額1,000千円)のためのクラウドファンディングを実施し、いずれも目標額を達成した。 ・クラウドファンディングの他市の事例収集等を行った。	・ふるさと納税の返礼品の拡充に向け、返礼品提供事業者の募集案内を作成し、市内事業者へ広く募集を行う必要がある。 ・令和5年度は、ぶるべーの着ぐるみ作製及び平櫛田中彫刻美術館記念館の耐震補強・改修工事設計のためのクラウドファンディングを実施予定。目標額はいずれも1,000千円。

No.	検討プログラム	主な検討の方向性	令和4年度当初予定	これまでの検討実績	今後に向けた課題・改善点
方向性3 運営・業務執行体制の効率化					
㉔	自治体 DX によるスマート自治体への転換	スマート自治体への転換を視野に入れ、デジタル社会にふさわしいサービスの展開や業務効率向上の取組について検討	・「小平市デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進方針」及び「デジタル・トランスフォーメーション(DX)の取組事項」に基づき、自治体 DX を推進する。 ・国や都の動向、先進自治体の取組事例等の情報提供や庁内研修により、職員の啓発及び DX 推進に向けた理解促進を図る。	・「小平市デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進方針」、「デジタル・トランスフォーメーション(DX)の取組事項」及び「DX 推進ロードマップ」に基づき、公共施設予約システムの対象施設の拡大や、私立保育園等からの申請・請求手続きオンライン化などに取り組み、自治体 DX を推進した。 ・庁内での職層別研修やDX推進研修のほか、東京都デジタルサービス局や東京都市長会事務局が主催する市区町村職員向け研修や、地方公共団体情報システム機構等が主催する専門研修などにより研修の機会を確保し、職員の啓発及びDX推進に向けた理解促進を図った。	・令和5年2月版に更新された「デジタル・トランスフォーメーション(DX)の取組事項」及び「DX 推進ロードマップ」に基づき、引き続き自治体 DX を推進する。 ・DX を推進する人材の育成について、職員が身に付ける知識やスキル等を設定し、まずは課や係などの組織を単位に習得や活用を目指し、最終的には、一人ひとりの職員が身に付けていく方向で検討を進めていく。
㉕	統計データ利活用促進のための基盤整備	統計データを市民及び各課が使いやすい形で提供していくなど、データ活用の基盤整備について検討	・市ホームページ上に掲載している統計データについて、見やすさ、検索等のしやすさの視点に立ったカテゴライズやタイトルの見直しを行う。他自治体のオープンデータの取組を研究し、市民や事業者の有効活用に資するようなオープンデータの内容、提供方法の検討を進める。	・市ホームページ上の統計資料について、二次利用を想定し、利用規約の整備などを行ったうえ、オープンデータのページを創設した。東京都オープンデータカタログサイトに、市ホームページへのリンクを貼るよう、調整した。	・基盤整備を効率的に進めるため、行政資料として活用の利便に資する資料の選定を適切に行なうことが、引き続き必要となる。新規の資料についても後のオープンデータ化を意識した作りこみが重要となる。オープンデータの対象拡大を進めるには、全庁的な考え方の整理と共有を要する。
㉖	自治体間の連携の更なる推進	広域的な行政課題に対応し、市民サービスの維持、向上や事業の効率化を図るため、近隣市等との連携について検討	・多摩北部都市広域行政圏協議会における広域連携の維持・推進を図る。 ・国分寺市とは、国分寺市・小平市広域連携推進会議の他、多様な分野で情報交換を実施できるよう調整していく。 ・立川市等9市による広域連携推進協議会における新たな広域連携のあり方の検討を行う。	・多摩六都広域連携プラン(令和3年度～7年度)のもと、幹事会等の場において、広域連携に関して協議・調整を行うとともに、広域連携の取組やサービスを分かりやすく伝えるため、Web サイトをリニューアルした。 ・国分寺市・小平市広域連携推進会議のほか、広域的建築基準行政専門部会や自治体DXなどに関する情報交換を実施した。 ・3年ぶりに「広域連携サミット」を開催し、立川市等9市による「共同文書」を取りまとめた。	・リニューアルした協議会 Web サイトの不具合等の発見・解消、リニューアル後に作成したページのウェブアクセシビリティ適合など、安定的な運用及び解析データ分析を踏まえたサイト改善の検討など更なる充実に向けて取組を行う。 ・国分寺市・小平市広域連携推進会議のほか、建築基準行政や自治体DX、地球温暖化防止、産業振興などの多様な分野で情報交換を行う。 ・共同文書に沿って、これまで培ってきた連携を一層強化させ、市民サービスの充実が図られるよう取組に努める。
㉗	事務処理におけるリスクへの対応	安定的、持続的かつ効果的な行政サービス提供のため、今後のリスク管理とその対応のあり方について検討	・内部統制の要素を取り入れた全庁的なリスク管理と対応の試行的運用に取り組む。 ・リスク管理に寄与する職員向け情報提供を行う。	・試験的実施期間と位置づけ、リスクに関する調査の全庁整備や事案発生報告の仕組み構築を進め、令和5年度からの試行運用ガイドラインとしてまとめた。 ・管理職向け研修会や庁内情報誌を通じた周知啓発を行った。全庁的ルール等を、職員が分かりやすいように整理し、庁内グループウェアに掲示した。	・リスク管理の基礎となる、組織風土・雰囲気づくりが肝要である。 ・内部統制制度を導入する場合、リスクの評価や対応策の整備、内部的なモニタリングなど、業務量の増加につながる可能性があり、過度な負担を生じることのない制度設計ができるか、検討が必要である。
㉘	職制の見直し	60 歳を超える職員の能力・経験の本格的な活用を見据えた体制や、課長補佐の職務・職責の明確化など、職のあり方について検討	・定年延長、役職定年制を背景とした課長補佐・係長の職務・職責の明確化について、組織整備と連動した検討を進める。	・令和5年度からの定年引上げに関連する諸制度開始の前提となる例規改正を行うとともに、職のあり方に関して、他自治体との意見交換を行うなど、情報収集に努めながら検討を進めた。	・改正地方公務員法では、定年の引上げに合わせて、管理監督職勤務上限年齢制が定められ、職層の構成にも大きく影響する。これを契機とし、複雑多様化する行政課題にスピーディーに対応できる業務執行体制を構築することが求められる。
方向性4 職員と職場の活性化					